

裁 決

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 27 年 5 月 7 日付けで提起された、同年 4 月 24 日付け生活保護変更決定処分（以下「本件処分 1」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求 1」という。）及び同年 5 月 15 日付けで提起された、同月 12 日付け生活保護廃止決定処分（以下「本件処分 2」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求 2」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求 1 を棄却し、本件処分 2 を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求 1 及び本件審査請求 2 の趣旨は、本件処分 1 及び本件処分 2 について、その取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求 1 及び本件審査請求 2 の理由の要旨は、審査請求書等によれば概ね次のとおりである。

請求人は、平成 27 年 4 月 24 日付で、処分庁が行った住宅扶助額削除の生活保護変更決定処分及び同年 5 月 12 日付で、処分庁が行った生活保護廃止決定処分について不服があるため、それぞれその取消を求め、行ったものである。

第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成 27 年 2 月 10 日、請求人は、処分庁を訪れ、平成 26 年 6 月から [REDACTED] [REDACTED] (以下「請求人宅」という。) に居住していないことを認め、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。) 61 条による届出書 1 を提出した。当該届出書には、「平成 26 年 6 月からは、体調が著しく悪くなり交際相手の人の所にて世話になっていましたので住んでいなかったです。」と記載されている。また、同日、交際相手の近くに転居したい旨の法 61 条による届出書 2 を提出した。当該届出書には、「転居をたく、理由として今の状況では、生活保護のルールに反し、しかしながら体調に自信が持てずこの事柄にて彼女の近くに住めば緊急の場合にも安心することができるからです。」と記載されている。
- 2 平成 27 年 2 月 20 日、処分庁は、請求人が平成 27 年 6 月から請求人宅に居住していないことと併せて、請求人が [REDACTED] 等により体調に自信がないため、交際相手の近隣に転居を希望していることに対して診断会議を行った。請求人が請求人宅に居住していなかった件については、文書指導を行うことに加え、平成 26 年 6 月以後の住宅扶助費及び通院移送費について法 78 条徴収金にて処理することとした。また、転居については、主治医への聞き取り内容から判断し、病気療養上著しく環境条件が悪いと確認できないため、認められないこととした。
- 3 平成 27 年 3 月 9 日、処分庁は、請求人に対し指導指示書を配達記録郵便で発送した。同年 2 月 26 日付け法 27 条の規定による指示書 1 には「生活保護法第 27 条の規定により、次の事項を指示します。なお、次の指示に正当な理由なく従わないときは同法第 62 条第 3 項により保護の変更、停止または廃止をすることがあります。(1) あなたは、平成 26 年 6 月から [REDACTED] に居住しておらず、また、そのことについて当福祉事務所に報告がありませんでした。今後、当福祉事務所の指導指示に従い、 [REDACTED] に居住すること。」と記載されている。
- 4 平成 27 年 4 月 1 日、請求人は、処分庁を訪れ、法 61 条による届出書 3 を提出した。当該届出書には、「平成 27 年 4 月からは、住宅費においては自分が負担したいと思っています。理由 1、体調が著しく悪くなり、自分一人ですごすのが不安で [REDACTED] では住んでないからです。」と記載されている。
- 5 平成 27 年 4 月 16 日、処分庁が、請求人の交際相手宅 (以下「交際相手宅」という。) を訪問し、請求人と交際相手から現況等を事情聴取した。交際相手によると、 [REDACTED]、家賃は交際相手が出しているが、それ以外

の電気、ガス、水道、通信、食費等は毎月領収書を確認して折半しているとのことであった。処分庁が、交際相手に対し2人世帯として生活保護を受ける意思を確認すると、交際相手は生活保護を受けたくないとのことであった。請求人は、処分庁に対し請求人が請求人宅に住んでいないことを前任のケースワーカー等には伝えており、また、

処分庁が、交際相手宅での生活状況を把握するため、交際相手に対し調査の同意書及び年金の委任状の提出を求めると、交際相手は断った。

6 平成27年4月20日、処分庁は、法61条による届出書1から、請求人が請求人宅に居住していないため、平成27年4月からの住宅扶助額の削除を決定した。

7 平成27年4月21日、処分庁は、請求人の転居について診断会議を行い、主治医の文書回答を踏まえ、病気療養上著しく環境が悪いと認められず、転居は認められないと判断した。加えて、聞き取り調査により、今後、請求人宅に居住する意思がないことが確認できたとして、請求人に対し、指導指示書、弁明聴取通知書を発行することとした。また、処分庁は、平成26年6月から平成27年3月までの住宅扶助費、通院移送費の不正受給分を法78条徴収金で処理することとした。

8 平成27年5月1日、処分庁は、請求人に対し指導指示書及び弁明聴取通知書を配達記録郵便で発送した。同年4月30日付け法27条の規定による指示書2には「生活保護法第27条の規定により、次の事項を指示します。なお、次の指示に正当な理由なく従わないときは同法第62条第3項により保護の変更、停止または廃止をすることがあります。(1)あなたは、平成26年6月からに居住していませんでした。今後、当福祉事務所の指導指示に従い、に居住すること。」と記載されている。

また、平成27年4月30日付け弁明聴取通知書には「当福祉事務所は、生活保護法第27条に基づき、あなたに対し、に居住するよう口頭にて指導し、平成27年2月26日付けで文書による指導・指示も行いました。しかしながら、居住の事実がなく、当福祉事務所の指示・指導に従っていません。このことは、同法第62条第3項の規定による保護の廃止処分に該当するものです。ついては、同条第4項の規定により、下記のとおり、あなたに弁明の機会を与えますので、必ず出席してください。1 日時 平成27年5月8日 午前10時30分、2 場所 高松市福祉事務所(高松市役所2階 生活福祉課)」と記載されているが、法27条の規定による指示書1を通知する前に、法27条の規定による口頭指示を行ったことについて、ケース記録に記載がされていない。

9 平成27年5月8日、処分庁が、請求人に対し平成26年6月から請求人宅に居住

していないこと、また、居住していないにもかかわらず
の通院移送費を受給していたことについて弁明を聴取した。

- 10 平成 27 年 5 月 12 日、処分庁は、請求人の弁明内容について診断会議を行い、同日付で請求人の生活保護の廃止を決定した。

第 3 判断

- 1 住宅扶助及び届出の義務について、次のとおり法に定められている。

(1) 住宅扶助について、法 14 条に「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」とある。

(2) 届出の義務について、法 61 条に「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」とある。

- 2 これらのことを踏まえ、本件処分 1 に係る住宅扶助額の削除について検討する。

請求人は、上記第 2 の 1 及び 4 のとおり法 61 条による届出書 1 及び届出書 3 を提出した。当該届出書には、平成 26 年 6 月から体調が著しく悪くなり、交際相手のところで世話になっていたため、請求人宅には居住しておらず、平成 27 年 4 月からは、請求人宅の住宅費は請求人が負担したいと思っておりますと記載されていた。

処分庁は、上記第 2 の 6 のとおり法 61 条による届出書 1 に基づき、請求人が請求人宅に居住していないため、平成 27 年 4 月からの住宅扶助額の削除を決定した。

法 14 条に「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」とある。

処分庁は、法 61 条による届出書 1 に基づき、請求人は、請求人宅に居住しておらず、法 14 条の住宅扶助の範囲内において行われる住居として認められないことから、住宅扶助額の削除を決定しており、本件処分 1 は、法及び国の通知に基づき行われており、違法又は不当な点はない。

- 3 保護決定実施上の指導指示について、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 指導及び指示について、法 27 条 1 項に「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」とある。

(2) 指示等に従う義務について、法 62 条 1 項に「被保護者は、保護の実施機関が、… (略) … 又は第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と、同条 3 項に「保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」とある。

(3) 保護受給中における指導指示について、生活保護法による保護の実施要領について (昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 11-2-(1) に「保護受給中の者については、… (略) … 特に次のような場合においては必要に応じて法第 27 条による指導指示を行うこと。ア～オ (略) ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき。」とある。また、局長通知第 11-2-(4) に「法第 27 条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者 (これによりがたい場合は、当該世帯主) に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。」とある。

4 これらのことを踏まえ、本件処分 2 に係る法 27 条による指導指示について検討する。

請求人は、上記第 2 の 1 及び 4 のとおり法 61 条による届出書 1 から届出書 3 までを提出した。届出書 1 には、平成 26 年 6 月から体調が著しく悪くなり、交際相手のところで世話になっていたので、請求人宅には居住していない旨が、届出書 2 には、今の状況では、生活保護のルールに反するが、体調に自信が持てないことから交際相手の近くに転居したい旨が、届出書 3 には、体調が著しく悪くなり、請求人宅に住んでいないため、平成 27 年 4 月からは、請求人宅の住宅費は請求人が負担したいと思っている旨が記載されている。

処分庁は、上記第 2 の 2 及び 7 のとおり診断会議を行ったうえで、上記第 2 の 3 及び 8 のとおり請求人が請求人宅に居住していなかったことについて、請求人に対し指導指示書により、法 27 条の規定による指示として「今後、当福祉事務所の指導指示に従い、請求人宅に居住すること」との指示 (以下「処分庁指示」という。) をしている。

法 27 条 1 項には「生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な」指示をすることができることとあり、局長通知第 11-2-(4) には「法第 27 条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者 (これによりがたい場合は、当該世帯主) に対して行うことを原則とする … (略)」とある。処分庁指示について、上記第 2 の 8 のとおり

平成 27 年 4 月 30 日付け弁明聴取通知書には、法 27 条に基づき口頭にて指導したとあるが、ケース記録には、指示書 1 を通知する前に請求人に対し法 27 条の規定による口頭指示を行った記載がないため、当該指示を行ったとは認められない。処分庁は局長通知第 11-2-(4) による手続を行っておらず、これは不適切な取扱いと言わざるを得ない。

また、上記第 2 の 6 のとおり、処分庁は、請求人が請求人宅に居住していないことを理由として、本件処分 1 により住宅扶助額の削除をしており、また、処分庁指示は、請求人に対し請求人宅への居住を単に一方的に指示するものであって、その趣旨が不明であり、法 27 条 1 項に規定する生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要なものとは認められず、不適切なものである。したがって、この不適切な指導指示に請求人が従わないことを理由として、法 62 条 3 項に基づき、保護の廃止をしたことについては、不当と言わざるを得ない。

なお、生活保護の実施上の原則として、世帯単位原則があり、法 10 条に「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定されている。この原則を踏まえると、上記第 2 の 1 のとおり、処分庁は、請求人から法 61 条による届出書 1 及び 2 の提出を受けており、また、上記第 2 の 5 のとおり、処分庁は、請求人と交際相手は「XX家賃は交際相手が出しているが、それ以外の電気、ガス、水道、通信、食費等は毎月領収書を確認して折半している」という請求人の生活実態を聴き取りしていることから、請求人に世帯単位原則を十分に説明するとともに、これを踏まえ、同一居住、同一生計の者を機械的に認定することなく、消費の実態、家事労働の分担など、個別の事例に即して適正に世帯の認定を行い、保護の適用を検討すべきであった。

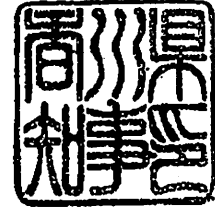
以上のことから、処分庁が本件処分 2 を行ったことについては、不適切な指導指示に従わないことを理由に行った処分であることから、不当であると言わざるを得ない。

第 4 結論

本件審査請求 1 は、理由がないと認められるため、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）40 条 2 項の規定を適用し、本件審査請求 2 は、理由があると認められるため、同法 40 条第 3 項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成 27 年 6 月 15 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この裁決の前提となる決定をした高松市を被告として（訴訟において高松市を代表する者は高松市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えをすることができなくなります。）。